

国営旭東土地改良事業聖和地区換地委員会の会議ルール

1 会議の公開

委員会が審議する内容が、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれにも該当しない場合は公開するが、それ以外は公開しない。

公開時の傍聴人の発言については、委員会の審議に影響する可能性を考慮し、認めないものとする。

このほか、傍聴のルールとして別紙1のとおり定め、傍聴人に配布する。

2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議資料

審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当する資料を除き、委員には事前に資料を送付する。公開時には傍聴人にも同じ資料を配布する。

それ以外の資料については、すべて会議開催時に配布し、会議終了後に回収する。

4 会議録の作成

(1) 会議録の作成方法は、聖和地区換地委員会設置要綱第3条の規定に基づき作成する。

(2) 毎回の会議開始時に委員長が会議録署名（記名）人を2人指名する。

(3) 会議録署名（記名）人は委員名簿順の輪番制とし、委員長及び副委員長を除く。

5 会議録の公表

公開した会議の議案については公表するが、非公開の議案については公表しないものとする。

6 委員名簿

委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

7 書面会議

委員会の議事が、調査審議を伴わない事務局からの報告のみの場合は、書面会議とすることができる。この場合には、事務局が資料を委員に送付することにより、会議が成立したものとする。